

営業届の書き方

【表面：許可・届出共通】

様式第1号

名古屋市保健所長 殿

営業許可申請書・営業届（新規、更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は厚生労働省が運用する「食品衛生申請等システム」に登録し、別添「食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の個人情報の取扱いについて」のとおり取扱います。不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

届出日

営業届に ☐

食品衛生申請等システムへの登録に不都合がある場合は、☒ オープンデータに不都合がある場合は、☒

郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
電子メールアドレス：	住所：		
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地			
(ふりがな)		(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			

営業者を記載（法人は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇）

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

施設の所在地

自宅、法人の電話番号（携帯電話も可）

店の電話番号（携帯電話も可）

年 月 日 生

法人の場合、不要

営業場所の住所（建物名、部屋番号まで記載）

(ふりがな)	調理師等の資格を有する場合、該当する項目に ☐
施設の名称、屋号又は商号	調理師：調 製菓衛生師：製 栄養士：栄
(ふりがな)	※資格を証する書類を確認します
食品衛生責任者の氏名	資格の種類
食品衛生責任者になる方の氏名	食・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自治体の食品衛生責任者養成講習会を受講した場合、講習会の名称と受講年月日を記載
業態	※資格を証する書類を確認します

主な取扱食品等を記載

(例) 野菜、果物等

(例) 牛乳等

(例) 八百屋、牛乳販売店、コンビニエンスストア等

HACCPの取組	対象となる衛生管理方法に ☒
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う場合 ☒
輸出食品取扱施設	輸出食品を取り扱う場合 ☒
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	

営業の形態	備考
1	厚生労働省通知（営業届出業種の設定について）にある29業種のうち、代表的な業種を記載 自動車営業の場合、自動車登録番号を記載
2	
3	

担当者氏名	電話番号
施設の概要を説明できる方の氏名、連絡先	

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ ） ② ☐ ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の 調理を行う施設 ☐		
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） ☐		
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐		
	☐ ☐		
	☐ ☐		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
備考	4 年 月 日		
	営業開始予定日（新規のみ）		

営業届出の場合、
裏面の記載不要

※ 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。